

『深草教学』第二七号抜刷  
平成二八年三月三一日発行  
浄土宗西山深草派宗務所

## 顕意『浄土疑端』成立過程の検討

中 村 玲 太

# 頤意『浄土疑端』成立過程の検討

中 村 玲 太

## はじめに

法然(一一三三～一二一二)亡き後の法然門下が多様な分裂をしたことは周知の如くであるが、その中でも異彩を放つ一派が諸行本願義と呼ばれるものである。すでに論じたが、諸行本願義とは『楷定記』中に「諸行本願義家」などと呼ばれ、単純な教義上の用語を超えて特定の一派を指し示す言葉となっていた<sup>\*1</sup>。この諸行本願義は法然の直弟子である覚明房長西(一一八四～一二六六)を祖とするものであり、その教義的特徴は念佛以外の諸善を修することで往生し得ることを主張するものである。しかも、諸行による往生が可能なのは弥陀の本願中にそれが誓われているからだとするところに教義的一大特色がある。

この諸行本願義は今でこそその法脈が絶えているが、長西やその直弟子が活躍する時代において法然門下中でも目立つ存在であった。南都の凝然(一二四〇～一三二一)は長西に師事するところであり、長西やその門弟の活躍は凝然の記した『浄土法門源流章』に詳しく知ることが出来る。その諸行本願義の存在の大きさは、例えば、関東で活躍した諸行本願義の道教念空(？～一二八七)は叡尊(一二〇一～一二九〇)に「念佛者首領」と認識される存在であったことから知られる。また、貴顕の質問状である『華山院家四十八問答』にも諸行本願義の教義を問題にする問い合わせが見られ、当時ににおける諸行本願義に対する教義的な関心の高まりを知る一端として注目さ

---

\*1拙稿「頤意、了惠の「四十八問答」の史料価値について」(『東アジア仏教研究』一二号〔二〇一四〕、二一六頁)。

れる<sup>\*1</sup>。

念佛以外の往生の道を保障する諸行本願義が広く社会に受け入れられたことは容易に想像ができる。しかし、専修念佛を標榜する法然門下にとって諸行本願義は大いに批判されるべき存在であった。当時の法然門下中において主要な一派である西山義と鎮西義は互いに批判し合っていたが、諸行往生が弥陀の本願に誓われているという教説に対しては両派共に厳しい非難を加えている<sup>\*2</sup>。社会への影響を増す諸行本願義とそれに対抗する他の法然門下という対立の図式は、当時の浄土教の思想状況を知る上で核となるものである。

以上を知る上で重要な人物が、諸行本願義の証忍(生没年不詳)、西山深草義の道教顕意(一二三八～一三〇四)<sup>\*3</sup>である。証忍、顕意の論争の発端は、顕意が百二十の疑問集である『淨土疑端』を著して、各学匠に回答を求めたことに由来する。これに証忍が応じて回答をなし、その回答にまた顕意が批判することで論争となっている。これほど直接的な諸行本願義と

\*1 前掲拙稿、二一六～二一七頁参照。

\*2 前掲拙稿、二二二頁以下参照。

\*3 道教顕意は対外的には「道教」と呼ばれることが多かった(『淨土法門源流章』の西山義の項等参照)。しかし、道教顕意は署名として「西郊隱士顕意謹記」などとして自らのことを「顕意」とよく名乗った(『淨土疑端』の奥書参照)。諸行本願義の側から、顕意を指して「西山道教上人」と言われることがあり(本論中第一章第二節参照)、「西山」の名を冠して明らかに道教念空と区別していると見られるところがある。顕意が他に対する称として自らは「顕意」と名乗るのは、同時代の先輩である諸行本願義の道教念空と自らを区別する必要性を意識していたのであり、積極的に顕意と名乗ったのではないかと考えられる。本論中では道教顕意の呼称として「顕意」を用いたい。

他の法然門下との論争はないのであり、その史的価値は高いと言えよう<sup>\*1</sup>。また、諸行本願義の思想が断片的にしか知られていない現状において、諸行本願義の思想を究明する上でもこの論争は注目すべきものである。

証忍、顕意の論争については早くから研究の必要性が説かれており、望月信亨氏は『浄土教之研究』追補編の第十「九品寺証忍の観経義賢問愚答鈔と竹林寺顕意の拙疑巧答研覈鈔」の冒頭に、

竹林寺道教顕意が弘安六年三月浄土疑端四巻を著はし、善導の観経疏に就き百二十條の疑端を列挙し、諸方明匠の批判を求めたるに対し、九品寺覚明の門徒証忍なる者、観経義賢問愚答鈔を述して其の中の十六條に就き批議を加へ、顕意亦拙疑巧答研覈鈔を撰して之に答ふる所あり。其の往復論難は西山深草派の所立と九品寺流の所説の異同を見るに於て頗る貴重なるものあり。然るに古来之に関して未だ多く詳究ありしことを聞かず。<sup>\*2</sup>

としている。望月氏の指摘は示唆的であるが、望月氏自体が概説的な論究に止まり、証忍、顕意の論争内容に踏み込んだ詳究ではない。かつ、古来に詳究のあることを聞かないばかりか、現状においても研究が進んでいるとは言い難い。

そこで、本論ではこの論争の前提として、『浄土疑端』成立の検討を試み、当時の浄土教の思想界の状況が知られる証忍、顕意の論争について

---

\*1 なお、良忠撰とされる『選択疑問答』も諸行本願義との問答を記したものとして注目されるが、果たして良忠撰と言い得るのかについて確定しておらず、問者の毘沙門堂阿弥の詳細についても不明な点が多い。米澤実江子「『選択疑問答』について」（『佛教大学総合研究所紀要』一五号〔二〇〇八〕）参照。

\*2 『浄土教之研究』（金尾文淵堂、一九四四）、九八六頁。

その研究の発端を開いていきたい<sup>1</sup>。

## I 『浄土疑端』成立と証忍による回答が得られるまでの過程

### 1 顕意の問い合わせ

顕意『浄土疑端』は諸行本願義の証忍との論争の発端となる書である。まずは、この『浄土疑端』の考察をし、証忍と顕意の論争の発端を明らかにしたい。

『浄土疑端』は、善導『観経疏』全般に亘って顕意が疑問点を挙げ連ねたものである。一例を挙げれば、最初の問い合わせは、

各發無上心者、問、此句為勸大菩提心、為當云何。若言勸大心者、今所勸衆、理攝三輩。而其中下二輩、豈能發得此大心耶。若言非者、下云同發菩提心者、此句豈不然耶。又此心非菩提心者、更以何心名無上心耶。<sup>2</sup>

となっている。これは善導『観経疏』冒頭「帰三宝偈」(「十四行偈」)の「道俗時衆等 各發無上心」<sup>3</sup>という句に対して、この道俗時衆に勧められる「無上心」とは「菩提心」のことか否かを問うものである。顕意は、「道俗時衆等」に勧めるということは『観経』に説かれる機根の階梯である上輩、中輩、下輩の三輩すべてに亘って勧めることを意味するはずであるとする。しかし、善導は『観経』に説かれる中輩、下輩においては「菩提心」を往生の要件だと

\*1 論争の内容についても、近時に投稿を予定する。

\*2 大正五七、四四〇頁上。

\*3 大正三七、二四五頁下。

は考えていないのである<sup>1</sup>。これは機根論的に「菩提心」を中下輩が發し得ないという認識が根底にあるものだと考えられ、「而其中下二輩、豈能發得此大心耶」という疑問点となるのである。では、「無上心」を「菩提心」ではない、と否定し得るかと言えば、顕意は「若言非者、下云同發菩提心者、此句豈不然耶」としている。これは先の「帰三宝偈」の最後の句である「同發菩提心 往生安樂國」に言及し、この句と「道俗時衆等 各發無上心」とが同じことを表したものだとするのである。また、「菩提心」が「無上心」でないのであれば、何を指して「無上心」と言い得るのか、とも反駁し、「無上心」を「菩提心」だとする説を否定することの疑問点も同時に指摘するのである。

以上のような問い合わせが、百二十個挙げられている。現行の『淨土疑端』には二つの奥書があるが、その二つ目の奥書にはこの問い合わせを作成した経緯を以下のように記している。

右疑端者、去年 <壬午> 因有学者請出之。然彼詣于一両人所、乞其答釈。數日淹留書寫而已。不敢解之 <云云>。故又彰名字遣信求決。有言、條數繁多不遑具釈 <云云>。仍更以朱墨点、次第略之。朱点四十八伴、墨点一十六條。重請諸賢。隨意答之。於此猶拒不答者、誰信前所陳乎。又若言問非故不答者、此亦不然。答法非一。何其不作反誥答哉。此數件問、豈唯一向應捨置乎。抑求決之意、不為自擧凌他。今聞諸方學者、不論自門他流、互有臆說妄談。欲令彼等見此警策入于正路故、揚短疑請師高判。幸有於宣正法之人、何不同此志也。

癸未冬日 顕意珍重<sup>2</sup>

ここから了解できるのは、まず「壬午」つまり弘安五年（一二八二）にある学者に請われて問い合わせを作成したことが分かる。「然彼詣于一両人所、乞其答釈。

---

\*1 前掲拙稿、二二七頁。

\*2 大正五七、四七二頁中。

数日淹留書写而已。不敢解之 <云云>と言及される「彼」とは顕意に問い合わせの作成を依頼したある学者のことであろう。この「彼」がある学者のことだとすれば、この一文は、ある学者が顕意に問い合わせの作成を依頼し、その問い合わせを引っ提げ回答を求めて学匠等のもとに赴いたが、学匠等は問い合わせの書写をするのみで、問い合わせへの回答を得ることが出来なかつたということになろう。「云云」の語から考えて、ここまでがある学者に対しての記述であり、その後に「故又彰名字遣信求決」とあるのはおそらく顕意自身の行動であろう<sup>1</sup>。顕意もある学者に同調して再び回答を求めたということになる。ここで「又彰名字」とあるが、初めは『浄土疑端』に著者名を記さなかつたと見える。現行の『浄土疑端』には奥書が二つあるが、一つ目の奥書に「西郊隱士顕意謹記」<sup>2</sup>として顕意の名が示されている。おそらくこの一つ目の奥書は「故又彰名字遣信求決」という時点でつけられたものだと推察される。

顕意は名を示して決釈を求めたが、そこでも回答は得られなかつたようであり、「有言、條數繁多不遑具釈」とある。百二十の問い合わせは多すぎて、解釈しきれないという苦情めいたものがあつたと見え、顕意は「朱墨点」によって略したとしている。『浄土疑端』に二つ目の奥書が存在するのは、一回目に奥書を付して回答を求めたが結局回答は得られなかつたのであり、今一度必ず諸師が回答をし得るように「朱墨点」によって疑端を略し、更なる回答を促したことを物語るものである。しかし、この「朱墨点」が現存しておらず、顕意の略し方は不明であると言わざるを得ない。しかも、証忍『賢問愚答鈔』には『浄土疑端』の奥書に言及して「其奥書云。以朱墨点、次第略之。朱点四十八件、墨點一十六條 <云云>。然間彼本無朱墨点伝写脱歟」<sup>3</sup>として

\*1 『浄土典籍目録』(佛教大学総合研究所、二〇一) の『浄土疑端』の項で稻田廣演氏も「故又彰名字遣信求決」という記述を顕意の行動だと考えている。

\*2 大正五七、四七二頁中。

\*3 大正五七、四七二頁下。

おり、早い段階から「朱墨点」が失われていたことが知られる。

さて、顕意の略し方がいざれにせよ、顕意は百二十の問い合わせへの回答をし易くすることで「重請諸賢。随意答之」としている。『浄土疑端』の発端はある学者にあると言えるが、ほぼ主体は顕意に代って、疑端への回答を強く勧めていることが分かる。顕意の熱心ぶりは「又若言問非故不答者、此亦不然。答法非一。何其不作反誥答哉」という言葉からも如実に窺える。顕意は問い合わせが「非」であるから、回答するに及ばず、という意見を否定するのである。それは、回答の方法は一つではないのであり、問い合わせの不備を指摘して、反駁することも回答方法の一つなのである(ちなみに、顕意は『楷定記』等において相当数問い合わせの不備を指摘した反駁を行っている)。このように先手を打つことで必ず回答を得ようとする顕意の強い意志が知られるのである。

## 2 顕意への応答

この顕意の要請に応じて、『浄土疑端』に回答した人師が三人あった。それが、証忍の『賢問愚答鈔』、了阿の『略答』、道感の『弾疑』である。道感については詳らかではないが、了阿と証忍は共に諸行本願義であり、了阿と証忍は師弟関係にあったことが知られる(証忍は了阿の『略答』を助成するために『賢問愚答鈔』を著している[後述参照])。また、『法水分流記』の諸行本願義の項参照<sup>1)</sup>。なお、了阿『略答』、道感『弾疑』は顕意『研覈鈔』の奥書<sup>2)</sup>に知られるのみで散逸して伝わらない。また、顕意が反論すべき対象として選んだものも証忍の『賢問愚答鈔』のみである。

この証忍『賢問愚答鈔』の序<sup>3)</sup>にはまず、

---

\*1 恵谷隆戒『概説浄土宗史(補訂版)』(隆文館、一九七八)付録、一八六頁。

\*2 大正五七、四九六頁上。

\*3 大正五七、四七二頁下。

近曾一人禪客來示云、就和尚觀經疏有百二十條疑端。此乃為破邪顯正也。答之否。云々

とあって、顕意の『淨土疑端』を引っ提げて証忍に返答を迫ったものがいたことが知られる。ただ、証忍は最終的に『淨土疑端』への回答をするのであるが、師である了阿の説に不足があつて自らも回答せんとするのではないと慎重に断りを入れて、回答の動機を「然愚記志助成略答」としている。了阿の『略答』を助成するために『賢問愚答鈔』を著したとするのである。また、後には「今貴命難背補破失」ともあって、証忍はおそらく了阿の命を受けてやむなく『淨土疑端』への回答に至つたことが分かる。

了阿の『略答』については『賢問愚答鈔』の序の中に、

了阿上人對面云、西山道教上人有百二十疑端。可答之由有緣同侶頻有勸進、然於老耄之身難備皆悉答之旨返答之。仍抽最要之疑問、即說彼十六之報文。因茲任所存趣答之。略彼之指定。今此十六門者若彼墨點疑歟。

とある。了阿は老齢の身故にすべてに返答することは難しいと断った上で、『淨土疑端』中の最重要的問い合わせを十六個選び、それに対する回答を行つたことが知られる。十六の問い合わせを選んだのが証忍ではなく了阿であることは、「今此十六門者若彼墨點疑歟」とすることから分かる。証忍が十六の問い合わせを選んだのであれば、十六の問い合わせとは顕意が『淨土疑端』中に「朱墨点」によって指示された問い合わせのことだろうか、などという疑問を挙げることはあり得ないのである。『略答』を助成することを目的とした証忍の回答書である『賢問愚答鈔』も十六の問い合わせに対する回答であり、『略答』と『賢問愚答鈔』の十六の問い合わせとは当然同じであると考えられる。

以上の証忍の回答書である『賢問愚答鈔』に顕意は『研覈鈔』をもって反論をなし、諸行本願義と西山深草義との対立構造となる。以上が証忍と顕意をめぐる論争のあらましであるが、現行流布本である『淨土疑端』には若干の問題があり、以下に現行の『淨土疑端』に関して考察を加えたい。

## II 現行『浄土疑端』の問題点

『浄土疑端』は正保二年(一六四五)版の刊本が唯一伝わる。稻田廣演氏はその現行の『浄土疑端』に関して以下のように指摘している。

本来は問い合わせの書であったと思われるが、現行の版本にはすべて答えが付記されている。その中には、本書以降に成立した『研覈鈔』や『楷定記』も参照指示されており、後世の付加と考えられる。答えは西山深草義の立場で述べられているが、その成立の詳細については不明である。<sup>1</sup>

稻田氏が指摘するように『浄土疑端』以降に成立した『研覈鈔』や『楷定記』への言及があるなど現行の『浄土疑端』の答部分には不審な点がある。ただ、『研覈鈔』や『楷定記』への参照指示があることだけでは、頤意が最晩年に『浄土疑端』に対して自ら答えを付したと考えることも不可能ではないのであり、現行の『浄土疑端』に関して再検討を試みたい。以下本論において、(1)現行の『浄土疑端』の答部分は後の成立であることの再確認、(2)現行の『浄土疑端』の答部分には頤意の返答と考えるには不都合な点が認めら

---

\*1 『浄土典籍目録』の『浄土疑端』の項参照。ちなみに、『浄土疑端』の答部分を頤意の見解として採用する論文としては中島尚子「浄土宗西山派における思想の展開——道教頤意における「無量寿」の解釈をめぐって——」(『東洋の思想と宗教』一一号〔一九九四〕)が挙げられる。ただ、中島氏に『浄土疑端』の答部分の真偽に関する論考はなく、中島氏の『浄土疑端』の取り扱い方には問題があろう。

れること、という二点について検討する<sup>1</sup>。

## 1 現行『浄土疑端』の答部分は後の成立であることの再確認

まず、第一の点であるが、証忍は『賢問愚答鈔』中において西山義の説と考えられる説を紹介した後に、「為示此意此尋來歟」<sup>2</sup> や「為顧此義此問來歟」<sup>3</sup> といった語が散見される。これは願意が作成した問には、自らの西山義を開願せんがための呼び水としての意図があるのではないか、と指弾するものである。もし、初めから『浄土疑端』に回答がすでに付してあつたとすれば、このような証忍の指弾は不自然である。

この不自然さは『浄土疑端』の答部分と照らし合わせると明瞭となる。先の「為顧此義此問來歟」とあつた証忍の指弾は具には『賢問愚答鈔』において、

伝聞、今此解釈為指南、四十八願中無諸行義令決定之 云云。為

\*1 なお、『浄土疑端』の刊本の返答部分には、一段下げで書かれている部分がある（大正蔵はこれを踏襲している）。この部分は明らかに後の挿入であると考えられる。例えば『浄土疑端』序分義の第十の返答部分に、一段下げて「就之異義多多也」（大正五七、四五七頁中）とはじめる箇所がある。これは、『浄土疑端』の問い合わせに対して、一通りの自己の立場を示した返答の後に来るものであり、明らかに後に補足説明のために挿入されたものであろう。一段下げは後の挿入であることを示すためのものだと推察される。よって、『浄土疑端』の返答部分の問題は、一段下げ以外の部分で検討すべきである。

一段下げ以外の部分が願意本人の返答ではないとすれば、必然、一段下げの部分も願意とは別人だということになるからである。本論で扱う箇所も一段下げ以外の部分である。

\*2 大正五七、四八〇頁中。

\*3 大正五七、四八一頁上。

顕此義此問來歟。今謂此事自門他門諍論。人皆所知。卒爾難顯矣。

とする箇所である。西山義が諸行は一切本願に説かれていない、とする説を挙げた上で、その諸行非本願義を開顕するために作られた問い合わせではないのか、と証忍は批判しているのである。この証忍の批判は『浄土疑端』定善義の第十九の問い合わせである「四十八願中唯明専念等者問、四十八願中為有諸行往生願否……」<sup>\*1</sup> に端を発するものであるが、この箇所の『浄土疑端』の答部分を確認すると、

答。四十八願中。無諸行往生願。<sup>\*2</sup>

という回答から始まっている。もしも、初めから『浄土疑端』に回答がすでに付してあり、それが流布していたとすれば、証忍は「為顕此義此問來歟」などという回りくどい批判をするであろうか。現行の『浄土疑端』の答部分においてはまさに証忍の指弾の通り諸行非本願義が開顕されているのである。この答部分をまったく無視して「為顕此義此問來歟」として問い合わせばかりに注目して批判するのは不自然であり、『浄土疑端』には問部分しか初めは存在しなかった、と考える方が適当であろう。

## 2 現行の『浄土疑端』の答部分は顕意が加えたものか

では、この『浄土疑端』の答部分は顕意の加えたものか否か、という問題に検討を移していく。まず、問い合わせの作成者である顕意自らが返答したと考えるには不自然な点から確認していきたい。

---

\*1 大正五七、四六四頁上。

\*2 大正五七、四六四頁上。

①『浄土疑端』序分義の第九の返答中に「何足疑端哉」<sup>1</sup> とある。顕意は重要なと思う問い合わせを自ら作成しているのであり、自身が製作した問い合わせとして不足だ、などという非難めいた返答をするであろうか。

②『浄土疑端』定善義の第十八の返答中に問い合わせに対して「執文不可至疑難」<sup>2</sup> とある。これは、問い合わせが表面上の文言に執着して善導の教説を難詰していることに対して批判する言葉である。自分が作った問い合わせを「執文」とし、しかも疑問を起こすこと自体を批判するとは考えがたい。

③『浄土疑端』定善義の第十九の問い合わせは、四十八願中に諸行による往生を認めないのであれば仏願に「偏党」があるのではないか、と問うものであるが、それに対して「次不攝諸行者、仏願言有偏党至難者、不解願意所至歟」<sup>3</sup> とある。自己の作成した文に対して、弥陀の本願を了解しないからこのような批判的問い合わせを起すのか、と難詰するのは不自然であろう。

以上見てきたように、自己の作成した問い合わせに対して難詰する箇所が『浄土疑端』中の返答部分には見られる。最晩年にまるで別人のようになってしまった、と想定するよりは、まさに顕意とは別人が返答部分を付け加えたと推定する方が蓋然性が高いと考える。

次に、顕意の思想と不一致が認められる箇所について検討する。

①『観経』序分のいわゆる「光台現国」と言われる場面における得益の問題。今は詳細には立ち入らないが、顕意は「光台現国」における得益を認め

\*1 大正五七、四五七頁上。

\*2 大正五七、四六三頁下。

\*3 大正五七、四六四頁上。

ている<sup>1</sup>。これに関して、善導は「光台現国」時の得益を否定するのであり、「光台現国」時の得益を認めるのであればその根拠が当然問題になってくる。その典拠の一つとして挙げられるのが、『観経』の「爾時、世尊告韋提希、汝今知不、阿弥陀仏去此不遠」<sup>2</sup>という文であり、顕意は『序楷』巻五に「故此文者、還是光台見仏之証」<sup>3</sup>と論じている(善導の得益論において「見仏」はそのまま得益と結び付けられるものである)。

『淨土疑端』玄義分の第四十八の問い合わせ<sup>4</sup>は、この『観経』の文を根拠に「若不現正報、豈有此言」として、「光台現国」時に弥陀の正報も現じているのではないか、つまり「見仏」があるのではないか、と問うものである。これに対する『淨土疑端』における返答は、一応は正報の現じることも認めつつ、「見正報文言分明ナラスシテ……」とある。顕意は先の『観経』の文によって「光台見仏」の証文だとしていたのであり、弥陀の正報を見るという文言は『観経』中に明らかにあると考えていたのである。また、『華山院家四十八問答』の十六問答中<sup>5</sup>では、『観経疏』序分義の「如來赴請、光變為台、影現靈儀」<sup>6</sup>を「光台見仏」の証文として取り上げている(「靈儀」が仏と解釈されることに依る)。

このように「光台見仏」の証文を顕意は集めているのであり、顕意の自覚として「見正報文言」が典籍上不明瞭だという認識はなかったはずであり、「見正報文言分明ナラスシテ……」とする『淨土疑端』返答部分の主張とは大き

---

\*1 詳細は別に論じる予定である。

\*2 大正一二、三四一頁下。

\*3 西山全七、二八八頁。

\*4 大正五七、四五四頁。

\*5 大正八三、四九二頁下。

\*6 大正三七、二五三頁中。

な差があると言えよう。最晩年に顕意が「光台見仏」の典拠が不明になった、とも当然考えられない。

②雑行等に関する問題。「正行・雑行／専修・雑修」という区分について『淨土疑端』散善義の第十一において問い合わせが設けられている。この問い合わせの返答を見ると、「答。二行二修同異、古來諍論也」<sup>\*1</sup>と始まっている。ここで問題なのは、「古來諍論」とすることである。「正行・雑行／専修・雑修」について法然とは違う新説を打ち出したのが諸行本願義の長西である<sup>\*2</sup>。これに対して、淨土宗鎮西義の大家である良忠(一一九九～一二八七)は『東宗要』巻五に、

凡正雜即專雜義中古先達皆一同也。覺瑜上人亦存二行即二修之義 親見其鈔 其餘流始立別義。是今案之新義也。<sup>\*3</sup>

として長西の説を批判する。良忠と同時代の人であり、顕意の師である立信(一二一三～一二八四)も『深草抄』巻一〇で長西の説に批判を加えている<sup>\*4</sup>。この良忠、立信の批判は長西説に対する最初期の批判である。良忠は「正行・雑行／専修・雑修」の問題について「中古先達皆一同」として、長西の説を「今案之新義」としているように、長西の打ち出した説は良忠、立信の時代における新しい問題であった。

\*1 大正五七、四六八頁下。

\*2 この問題は、証忍、顕意の論争においても重要な争点であり、詳細は論争の内容を考究する中で明らかにしたい。

\*3 淨全一一、九九頁。

\*4 「然るを有人、正雜二行に就いて、各々専雜二修ありと許すは、正雜二行の得失をも弁せず、根元をも知らぬ僻義なり」(『深草教学』一九号所収本、四一六頁)としている。

勿論、顕意の方が良忠、立信よりも後輩であるが、それでもかなりの時代を共有しているのであり、良忠等と同時代を生きた顕意の立場として、「正行・雜行／專修・雜修」の問題を「古來諍論」など言い得るかは疑問である。長西説の問題は顕意にとっても同時代的な新しい部類の問題であり、歴史的に熟成された「古來諍論」だとは言い難いであろう。諸行本願義の主張、対する良忠等の批判<sup>1</sup> を経て熟成された問題を指して「古來諍論」と表現したのだと考えるのが自然である。

③「深心」に関する問題。『淨土疑端』散善義の第五の問い合わせ<sup>2</sup> は、「深心」について問題にするものであるが、その中で『大乗起信論』が「深心」について「樂集一切諸行善故」<sup>3</sup> とする解釈等を取り上げ、善導の「深心」釈との異同を問うている。これに対して、『淨土疑端』の返答部分には、「諸師意未入此玄旨。猥借諸教義、釈今意、非經本意歟」として、善導に依拠すべきことを主張している。

善導に依拠すべきこと自体は顕意もまったく同じ主張であろうが、顕意は『散楷』卷二<sup>4</sup> に善導の「深心」釈を解説する中、「深心」の姿として「樂善為業」を挙げている。この顕意の主張する「樂善為業」は、『成唯識論』に「云何為信、於實德能、深忍樂欲、心淨為性。對治不信、樂善為業」<sup>5</sup> とあるのを

---

\*1 石橋誠道『九品寺流長西教義の研究』（佛教専門学校出版部、一九三七）第二編第一章二章「專雜二修義に於ける諸師の異説」には、長西説に対する諸師の反応が論じられている。

\*2 大正五七、四六七頁中。

\*3 大正三二、五八〇頁下。

\*4 西山全七、四九二頁。

\*5 大正三一、二九頁中。

受けるものであり、また先の『大乗起信論』に説かれる「深心」とも大きな差はない。つまり、顕意はまさに「諸教義」を借りて、善導の「深心」釈を解説しているのであり、こと「深心」釈に関して「諸教義」を借りて解説することが「非経本意」とは考えていなかったのである。

上述に関しては、最晩年になって違う思想を提示した、とも言えるが、いずれにせよ主著『楷定記』との差が顕著であることに違いなく、『浄土疑端』返答部分を顕意の代表的思索として取り上げるべきかが問題となることは間違いないであろう。

以上からして、『浄土疑端』の返答部分には顕意の立場とは異なる論調が認められよう。結論としては、現行流布本の『浄土疑端』の答部分は後世の付加だと考えることが適當であり、かつ西山深草義の立場に則つていると断定するのも慎重であるべきだと考える。

## 小結

証忍、顕意の論争の発端となる書が『浄土疑端』である。本論において、この『浄土疑端』が成立し、証忍から回答を得る過程までを明らかにし、また『浄土疑端』の返答部は後世の付加であることを確認した。

本論は論争の発端である『浄土疑端』の成立を検討するのみであり、論争の内容まで踏み込むことは出来なかった。今後、本研究を足掛かりにして論争の内容についての考究を進めていきたい。

(親鸞仏教センター 研究員)